

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」調査意見について（報告）
（所属内調査の結果及び改善策の概要）

令和6年6月7日付で大阪市入札等監視委員会から意見のあった4項目（下記1～4）についての調査結果及び改善策は次のとおりです。

（契約管財局による契約事務調査における指摘事項への対応も含む）

1 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査

- ・調査対象：402名（令和4年4月～令和6年7月末の期間に当局に在籍したことがある職員で、契約事務やその発注などに携わり、マニュアルの適用対象となる職員）
- ・調査方法：個別の聞き取りにより実施（令和6年8月14日～9月6日）
- ・調査内容：マニュアルに明記されている禁止事項（20項目）に「贈答品を渡すこと」を加えた計21項目に該当するもしくはその可能性がある行為の有無
- ・調査結果：調達契約以外の相手方の事案を除外するなど精査した結果、上記21項目のうち4項目に該当するもしくはその可能性がある行為を29件確認（詳細は別紙1参照）
 - ①土産や記念品等の贈答品を受けること：6件
 - ②業者名が入ったカレンダー等の事務用品を受けること：5件
 - ③会食やパーティーをすること：17件
 - ④金品を贈答すること：1件
- ・改善策：具体的にどの行為がマニュアルに明記されている禁止事項等に該当するかを明確にしたうえで、局内の全部長・課長に説明し、マニュアルを遵守するよう本市契約事務に係る当局の全職員に周知徹底した。

2 事務専決規程等の適用誤りにかかる所属内調査

- ・調査結果：本件以外の支出決定決裁についても、契約締結決裁を専決権者まで得ている事を理由に金額の大小にかかわらず、経営改革課長の専決としていた。
- ・改善策：別途、契約締結決裁を専決権者まで得ていても、支出決定決裁を大阪市事務専決規程等に規定されている専決権者まで得るよう令和6年9月1日から改善した。

3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査

- ・調査結果：随意契約理由の客観性を確保するための根拠資料が不足していた案件：38件
(内訳) ※外部監察中ならびに下記指摘事項⑥の2件は除く
 - ・2号随契案件（契約の性質または目的による場合）：28件
うち、随意契約理由の根拠となる資料を事後に確認できた案件：27件
確認できなかった案件：1件
 - ・5号随契案件（緊急の必要による場合）：8件
うち、緊急性を示す根拠資料で緊急性を事後に確認できた案件：5件
緊急性を示す根拠資料が確認できなかったもの：3件
(いずれも製造者との随意契約であり選定結果には影響ない)
- ・改善策：随意契約理由の客観性を確保するための根拠資料を契約事務審査会の資料として確実に添付するよう運用を改善した。

(令和6年8月19日付け契約管財局による契約事務調査における指摘事項への対応)

別紙2のとおり

4 前述3項目にかかる研修の実施やマニュアル等の作成

《項目1》

- ・令和6年9月12日、13日に、契約管財局職員によるマニュアル研修を実施

《項目2》

- ・令和6年8月23日付で局内全課に事務手続を詳細に記載した通知文を発出し、9月1日から運用を改善

《項目3》

- ・令和6年10月18日に、技術職員による事務職員向け事業案（設計書）作成研修を実施
- ・令和6年6月28日から契約管財局によるeラーニング研修の受講対象者・研修科目を拡大して実施
- ・令和6年11月6日に、契約事務審査会へ随意契約に係る事務フローチャートを諮り、局内全課に周知

《その他》

- ・令和6年11月7日、8日 外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修
- ・令和6年12月2日 外部講師（専門家）によるマネジメント研修
- ・令和6年11月11日 大阪港湾局職員行動指針の改訂
- ・令和6年11月11日 大阪港湾局職員心得の策定